

令和 元 年 度

鳴門市国民健康保険運営協議会

議 案 書

◎日 時 令和2年2月13日(木) 13:30 ～

◎会 場 鳴門市役所共済会館3階大会議室

## 1. 会議次第

(1) 開 会

(2) 市 長 あ い さ つ

(3) 会 長 あ い さ つ

(4) 議 事 録 署 名 者 選 任

(5) 議 事

第1号議案 令和元年度国民健康保険会計決算見込みについて

第2号議案 令和2年度国民健康保険運営方針（案）について

第3号議案 令和2年度国民健康保険会計予算（案）について

そ の 他

(6) 閉 会

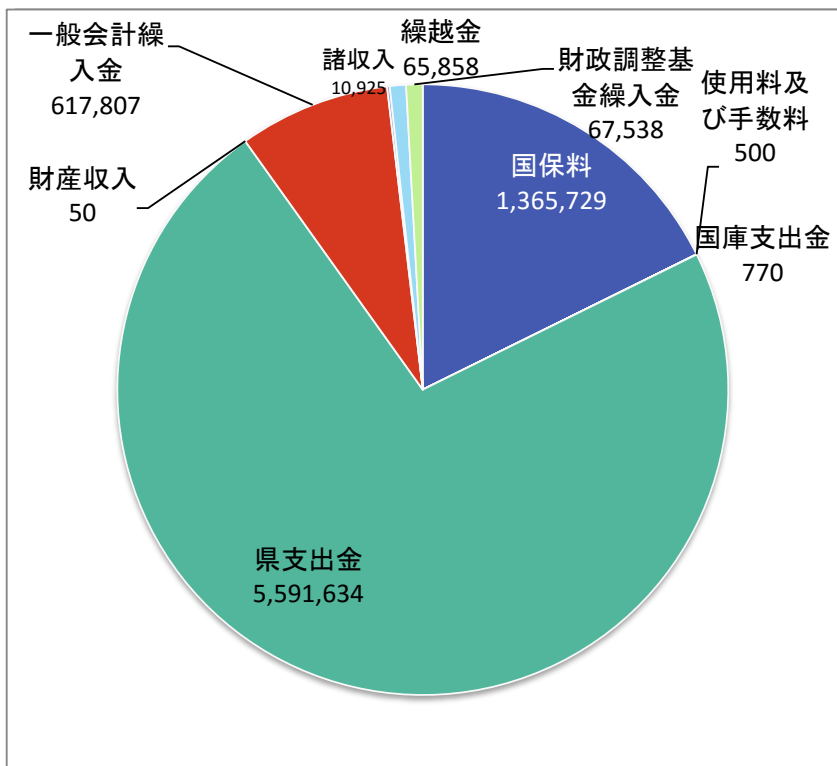
# 第1号議案

## 令和元年度 国民健康保険会計決算見込みについて

### 【概要】

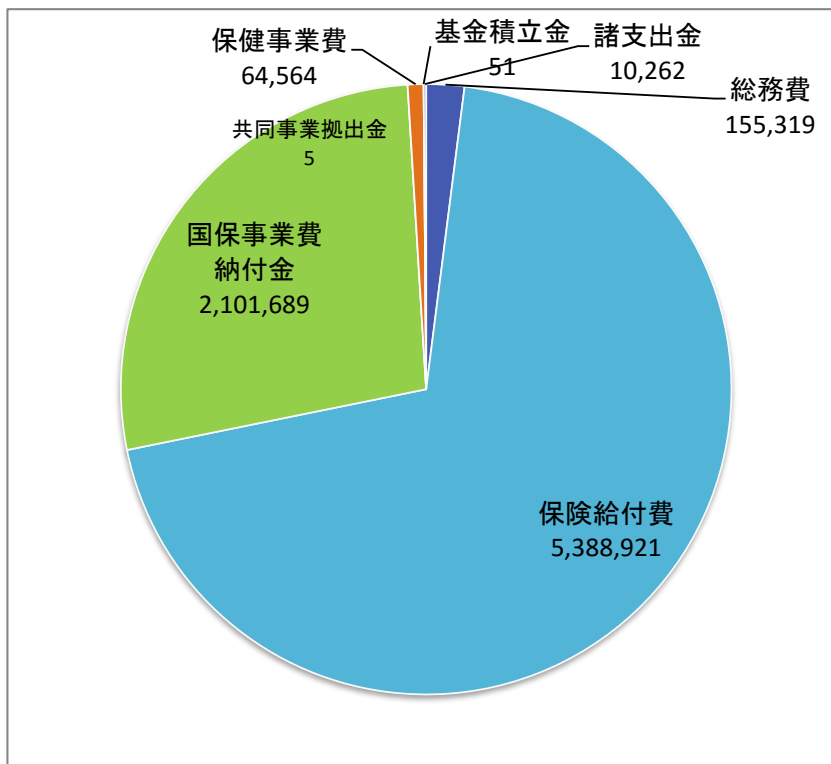
#### 歳入

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保料	1,365,729	17.7
使用料及び手数料	500	0.0
国庫支出金	770	0.0
県支出金	5,591,634	72.4
財産収入	50	0.0
一般会計繰入金	617,807	8.0
諸収入	10,925	0.1
繰越金	65,858	0.9
財政調整基金繰入金	67,538	0.9
合計	7,720,811	100.0



#### 歳出

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	155,319	2.0
保険給付費	5,388,921	69.8
国保事業費納付金	2,101,689	27.2
共同事業拠出金	5	0.0
保健事業費	64,564	0.8
基金積立金	51	0.0
諸支出金	10,262	0.1
合計	7,720,811	100.0



※端数処理により構成比率の合計が100%とならない場合がある

令和元年度 国民健康保険会計決算見込みについて

(単位：千円)

(歳入)

区 分			予算額 (A)	決算見込額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明	
国 保 料	一般	現年					
		医療分	1,000,431	953,209	△ 47,222	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです	
		後期支援分	338,668	279,024	△ 59,644	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです	
		介護分	118,165	96,671	△ 21,494	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです	
		過年					
		医療分	24,302	25,136	834	前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）	
	後期支援分	6,756	6,398	△ 358			
	介護分	3,757	3,730	△ 27			
	小計	1,492,079	1,364,168	△ 127,911			
	退職	現年					●退職被保険者 国保の被保険者であって65歳未満のかた、原則として被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者（加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上）が対象となります
		医療分	867	564	△ 303		
		後期支援分	284	170	△ 114		
		介護分	346	266	△ 80		
過年							
医療分		361	367	6			
後期支援分		50	91	41			
介護分	52	103	51				
小計	1,960	1,561	△ 399				
合計	1,494,039	1,365,729	△ 128,310				
督促手数料			500	500	0		
支出金	国庫補助金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	770	770	社会保障・税番号制度システム整備費補助金（オンライン資格確認等の実施に伴うシステム改修経費）です	
		合計	0	770	770		
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,361,040	5,361,040	0	県が市町村に交付する交付金のことで、市町村が保険給付に要した費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります	
		特別交付金	246,144	191,066	△ 55,078		
		小計	5,607,184	5,552,106	△ 55,078		
	国民健康保険新制度円滑移行支援交付金	31,622	39,528	7,906	保険料負担の激変緩和を目的に県から交付される交付金です		
合計	5,638,806	5,591,634	△ 47,172				
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金	238,553	244,813	6,260	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです		
	保険者支援制度繰入金	139,533	143,125	3,592			
	職員給与費等	73,740	64,825	△ 8,915	国民健康保険関係職員に係る費用です		
	出産育児一時金	16,800	6,979	△ 9,821	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです		
	財政安定化支援事業	27,539	83,046	55,507	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです		
	その他（事務費分）	82,669	75,019	△ 7,650	国民健康保険関係事務に係る費用です		
	合計	578,834	617,807	38,973			
諸収入	延滞金	1,575	1,575	0			
	第三者納付金・返納金	9,050	9,050	0	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です		
	利子及び配当金	36	50	14	財政調整基金の運用利子です		
	指定公費負担医療費納付金	300	300	0			
	その他雑入	0	0	0			
	合計	10,961	10,975	14			
繰越金	2,000	65,858	63,858	前年度会計からの繰越金です			
財政調整基金繰入金	0	67,538	67,538	財政調整基金から繰り入れるものです			
繰上充用金	0	0	0				
歳入合計	7,725,140	7,720,811	△ 4,329				

令和元年度 国民健康保険会計決算見込みについて

(単位：千円)

(歳出)

区 分		予算額 (A)	決算見込額 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
総務費	一般管理費	職員給与費	49,824	44,359	△ 5,465	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です	
		電算共同処理関係費	30,038	30,038	0	国保連合会の共同処理に係る費用です	
		その他事務費	8,228	8,998	770	国保事業の運営に係る一般管理費用です	
		医療費適正化特別対策事業費	16,545	16,545	0	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です	
		基金積立金	37	51	14	財政調整基金への積立金です	
		連合会負担金	14,357	14,357	0	国保連合会への業務委託のための負担金です	
		小計	119,029	114,348	△ 4,681		
	総課徴収	職員給与費	22,045	19,728	△ 2,317	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です	
		賦課徴収費	9,721	9,721	0	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です	
		収納率向上特別対策事業費	11,176	11,176	0	嘱託収納員報酬等収納率向上に係る費用です	
	小計	42,942	40,625	△ 2,317			
	運営協議会費	397	397	0	運営協議会に係る費用です		
	合計	162,368	155,370	△ 6,998			
保険給付費	療養諸費	一般	療養給付費	4,525,813	4,525,813	0	療養費用(医療・薬剤等)の個人負担分を除いた残りを保険給付するものです
			療養費	47,251	47,251	0	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
			小計	4,573,064	4,573,064	0	
		退職	療養給付費	14,071	14,071	0	
			療養費	101	101	0	
			小計	14,172	14,172	0	
	審査支払手数料	23,667	23,667	0	レセプトの審査に係る費用です		
	計	4,610,903	4,610,903	0			
	高額療養費	一般高額療養費	748,903	748,903	0	医療費の1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです	
		退職高額療養費	1,078	1,078	0		
		一般高額介護合算療養費	350	350	0	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです	
		退職高額介護合算療養費	50	50	0		
		計	750,381	750,381	0		
	移送費	20	20	0	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです		
	出産育児一時金	25,200	25,200	0	被保険者の出産に対して給付するものです		
	出産育児一時金支払手数料	17	17	0	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です		
	葬祭費	2,400	2,400	0	被保険者の死亡に伴い給付するものです		
合計	5,388,921	5,388,921	0				
国保事業費	医療給付費分	1,526,386	1,526,386	0	保険給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を納めます。		
	後期高齢者支援金等分	421,726	421,726	0			
	介護納付金分	153,610	153,577	△ 33			
合計	2,101,722	2,101,689	△ 33				
共同事業拠出金	5	5	0				
事業費	保健事業費	23,564	23,564	0	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です		
	特定健診等事業費	41,000	41,000	0	特定健診・特定保健指導に係る費用です		
	合計	64,564	64,564	0			
諸支出金	保険料還付金	5,150	5,150	0			
	償還金	110	2,812	2,702	国等の負担金・交付金の前年度清算に伴う返還金などです		
	指定公費負担医療費	300	300	0			
	合計	5,560	8,262	2,702			
予備費	2,000	2,000	0				
歳出合計	7,725,140	7,720,811	△ 4,329				

## 令和2年度 国民健康保険運営方針（案）について

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度より都道府県が市町村とともに保険者となり、国保運営の中心的役割を担うこととなりました。

国民健康保険の事業運営に大きな変革が成されましたが、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の医療保険制度と比べて高く、加えて所得水準が低いという構造的な課題は依然として残っており、本市の国民健康保険事業の運営に係る財政状況は、一段と厳しさを増しています。

本市における国民健康保険の加入世帯数、被保険者数はともに減少傾向が続く一方で、急速に進む高齢化や医学・医療技術の進歩により、1人当たりの医療費は今後も増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、本市の事業運営においては、制度改正により導入された保険者の医療費の適正化に向けた取組等を評価する「保険者努力支援制度」の交付金等の確保、保険料の適正賦課や収納率の向上、適正な資格管理や給付の決定、被保険者の健康づくり意識の高揚や健康増進に寄与する保健事業を実施し、財政の健全化により一層努めます。

国民健康保険の安定的な運営の確保に向けて、効果的かつ効率的に推進し、以下に掲げる事業を重点的に実施していきます。

### 1. 保険料収納率向上対策

#### (1) 滞納者対策

滞納者に対する文書催告又は夜間を利用した納付相談窓口の開設等により、納付交渉を随時行い接触機会の確保に努めます。

また、コールセンター方式による電話催告を実施し、収入未済額の縮減を図ります。【新規】

#### ● 収納率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
現年度分	94.80%	95.89%	95.85%
滞納繰越分	27.16%	23.33%	24.05%
全体分	87.68%	87.73%	88.34%

※平成30年度からの県単位化による県の収納率目標：94%

#### (2) 口座振替利用の促進

納付書や保険料更正通知発送時に口座振替郵送用依頼書を同封し、口座振替加入の促進に努めます。

#### ● 普通徴収に占める口座振替の割合

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数の割合	42.7%	41.4%	41.9%

#### (3) 財産調査の実施

財産調査を実施して納付能力の把握に努め、滞納者の状況に即した柔軟な対応の実施につなげます。

### 2. 医療費適正化の推進

#### (1) レセプト点検の充実

引き続き国保連合会と本市によるレセプト点検を実施し、医療費の適正化を図ります。

●レセプト資格・内容点検による実績

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
資格	件数(件)	1,478	1,328	1,025
	金額(千円)	28,705	18,115	23,614
内容	件数(件)	877	701	709
	金額(千円)	2,600	2,451	4,354
合計	件数(件)	2,355	2,029	1,734
	金額(千円)	31,305	20,566	27,968
財政効果額(1人あたり)	金額(円)	2,197	1,532	1,997

(2) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及・啓発

国保連合会の共同事業により、年4回後発医薬品利用差額通知を送付します。  
また、窓口での保険証交付時にジェネリック医薬品希望カードを同封し、患者負担の軽減と医療費抑制を図ります。

●使用割合実績(使用量ベース)

使用割合	平成30年3月診療分	平成30年9月診療分	平成31年3月診療分
市	59.9%	62.6%	65.3%
県平均	60.1%	62.5%	64.9%
県内における本市の順位	13/24	13/24	15/24

※国目標：2020年9月までに後発医薬品数量シェア80%以上

(3) 重複・多剤投与者に対する取組み

国保連合会の共同事業により、年2回重複・多剤服薬通知を送付します。  
重複、多剤、禁忌等の服薬がある被保険者について、レセプトデータから該当者を抽出し、おくすり手帳の補完もしくは代わりとなる通知書を送付します。

### 3. 保健事業の推進

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、糖尿病等生活習慣病の発症予防や、虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症等の重症化予防を図るため、特定健康診査・保健指導事業を実施します。

(1) 特定健康診査・特定保健指導実施率の向上

●特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定健康診査	対象者数	11,263人	11,044人	10,760人	10,493人
	受診者数	3,343人	3,129人	3,081人	3,329人
	受診率	29.7%	28.3%	28.6%	31.7%
	目標値	50%	55%	60%	35%
特定保健指導	対象者数	466人	392人	423人	472人
	動機づけ支援	343人	310人	343人	373人
	積極的支援	123人	82人	80人	99人
	実施者数	225人	225人	288人	279人
	動機づけ支援	196人	198人	260人	255人
	積極的支援	29人	27人	28人	24人
	実施率	48.3%	57.4%	68.1%	59.1%
	目標値	60%	60%	60%	55%

### ○未受診者対策

平成28年度より実施しておりますコールセンター方式による受診勧奨において、オペレーターに保健師や管理栄養士の専門職を配置し、健康相談を兼ねた勧奨を引き続き行います。

また、職場健診等を受診した方には、健診結果の提供に協力していただけるよう周知を図ります。

### ○診療情報提供事業（みなし健診）の実施【新規】

未受診者の多くが「治療中」であることから、かかりつけ医で実施された健診等結果データのうち、特定健診の基本健診項目をすべて満たす結果データを受領し、特定健診結果データとして活用することで、受診率の向上を図ります。

### (2) 集団健診及び二次健診の実施

休日を利用した集団健診において、引き続き頸部超音波検査・前立腺がん検査をオプション検査として実施し、特定健診男性利用者の確保に努めるとともに、被保険者の健康意識の高揚を図ります。

また、特定健診の結果で糖尿病が疑われる方には、二次健診として75g糖負荷試験を行い、糖尿病の早期発見につなげます。

#### ●各検査内容

検査項目	検査内容
頸部超音波検査	動脈硬化の状態を調べる検査で、動脈の壁の厚さ等を測る検査
前立腺がん検査	前立腺がんを早期発見するために、タンパク質の一種であるPSA値を調べる検査
75g糖負荷試験	一定量のブドウ糖を投与し、時間を追って血糖値やインスリン量を測定し、糖尿病であるかどうかの検査

### (3) 人間ドック・脳ドック助成事業の実施

被保険者の疾病予防、早期発見、早期治療を目的に実施します。

#### ●人間ドック・脳ドックの定員・費用助成

受診年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	費用額
人間ドック	定員	380	380	380	受診費用の2割程度
	申込者数	520	537	513	
	倍率	1.37	1.41	1.35	
脳ドック	定員	120	120	120	受診費用の2割程度
	申込者数	225	187	158	
	倍率	1.88	1.56	1.32	

### (4) 他医療保険者との連携強化

他の医療保険者との意見調整・交換が行われる保険者協議会等において、保健事業の取り組みに対する好事例等の情報の共有を図ります。

また協会けんぽ徳島支部との健康づくりに関する協定に基づき、健康づくりに向けた取り組みについて連携・協力を進めていきます。

## 4. 広報活動の推進

国民健康保険制度の周知を図るため、広報誌、市公式ウェブサイト、Twitter等のメディア媒体を利用し、啓発を行うとともに、制度改正等については実施時期に合わせ、被保険者に分かりやすい案内ができるように努めます。



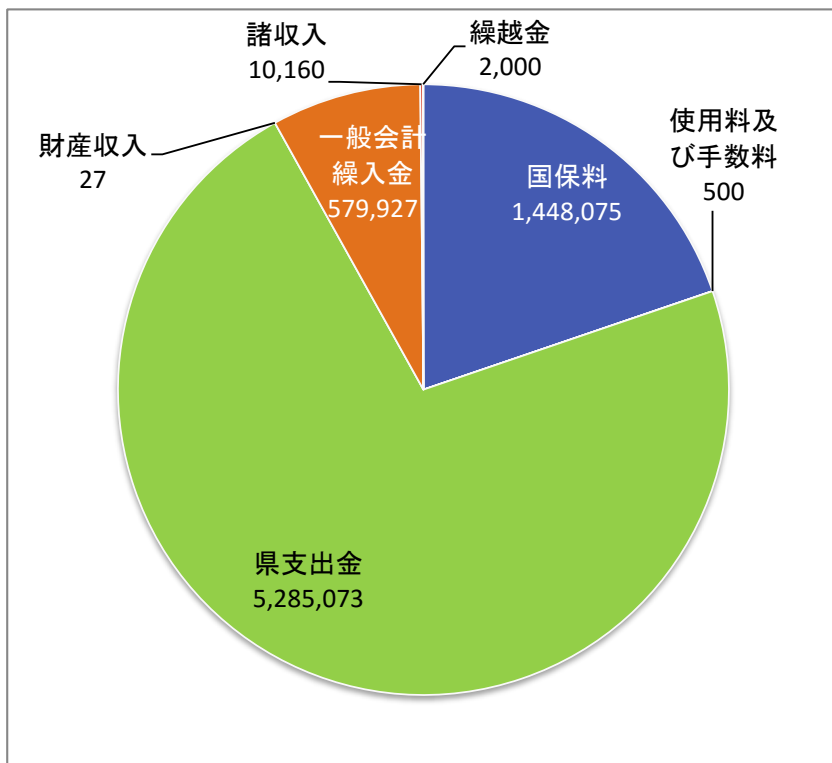
### 第3号議案

#### 令和2年度 国民健康保険会計予算（案）について

##### 【概要】

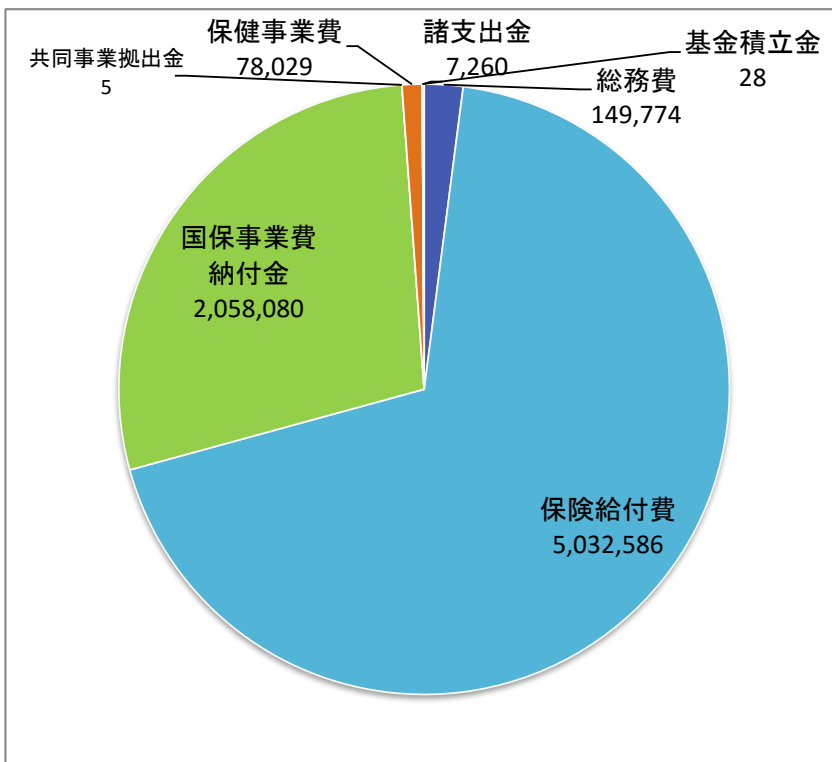
##### 歳入

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
国保料	1,448,075	19.8
使用料及び手数料	500	0.0
県支出金	5,285,073	72.1
財産収入	27	0.0
一般会計繰入金	579,927	7.9
諸収入	10,160	0.1
繰越金	2,000	0.0
合計	7,325,762	100.0



##### 歳出

内 容	予算額(千円)	構成比率(%)
総務費	149,774	2.0
保険給付費	5,032,586	68.7
国保事業費納付金	2,058,080	28.1
共同事業拠出金	5	0.0
保健事業費	78,029	1.1
基金積立金	28	0.0
諸支出金	7,260	0.1
合計	7,325,762	100.0



※端数処理により構成比率の合計が100%とならない場合がある

令和2年度 国民健康保険会計予算（案）について

（歳入）

（単位：千円）

区 分		R1当初予算 (A)	R2当初予算 (B)	差引増減 (B-A)	説 明	
国 保 料	一般	現年				
		医療分	1,000,431	976,997	△ 23,434	保険料のうち国保事業費納付金（医療給付費分）等に充てられるものです
		後期支援分	338,668	322,754	△ 15,914	保険料のうち国保事業費納付金（後期高齢者支援金分）に充てられるものです
		介護分	118,165	118,764	599	保険料のうち国保事業費納付金（介護納付金分）に充てられるものです
		過年				前年度までに納付されなかった保険料です（滞納繰越）
		医療分	24,302	22,042	△ 2,260	
	後期支援分	6,756	4,109	△ 2,647		
	介護分	3,757	3,195	△ 562		
	小計	1,492,079	1,447,861	△ 44,218		
	退職	現年				●退職被保険者 国保の被保険者であって65歳未満のかた、原則として被用者年金の老齢(退職)年金の受給権者（加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上）が対象となります
		医療分	867	10	△ 857	
		後期支援分	284	10	△ 274	
		介護分	346	10	△ 336	
過年						
医療分		361	110	△ 251		
後期支援分		50	32	△ 18		
介護分	52	42	△ 10			
小計	1,960	214	△ 1,746			
合計	1,494,039	1,448,075	△ 45,964			
督促手数料		500	500	0		
県支出金	保険給付費等交付金	普通交付金	5,361,040	5,006,817	△ 354,223	県が市町村に交付する交付金のことで、市町村が保険給付による費用について交付される普通交付金と、市町村の財政状況などに応じて交付される特別交付金があります。
		特別交付金	246,144	261,049	14,905	
		小計	5,607,184	5,267,866	△ 339,318	
	国民健康保険新制度円滑移行支援交付金	31,622	17,207	△ 14,415	保険料負担の激変緩和を目的に県から交付される交付金です。	
合計	5,638,806	5,285,073	△ 353,733			
一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金	238,553	244,813	6,260	低所得者を対象とした保険料軽減相当額について一般会計から繰り入れるものです	
	保険者支援制度繰入金	139,533	143,126	3,593		
	職員給与費等	73,740	69,232	△ 4,508	国民健康保険関係職員に係る費用です	
	出産育児一時金	16,800	15,400	△ 1,400	出産育児一時金の財源として一般会計から繰り入れるものです	
	財政安定化支援事業	27,539	32,673	5,134	国保会計の安定化のために一般会計から繰り入れるものです	
	その他（事務費分）	82,669	74,683	△ 7,986	国民健康保険関係事務に係る費用です	
	合計	578,834	579,927	1,093		
諸収入	延滞金	1,575	1,510	△ 65		
	第三者納付金・返納金	9,050	8,550	△ 500	交通事故等第三者が負担すべき医療費について第三者から納付されたものや不当利得等による医療費の返納金です	
	利子及び配当金	36	27	△ 9	財政調整基金の運用利子です	
	指定公費負担医療費納付金	300	100	△ 200		
	その他雑入	0	0	0		
	合計	10,961	10,187	△ 774		
繰越金	2,000	2,000	0	前年度会計からの繰越金です		
財政調整基金	0	0	0			
繰上充用金	0	0	0			
歳入合計	7,725,140	7,325,762	△ 399,378			

令和2年度 国民健康保険会計予算（案）について

(歳出)

(単位：千円)

区 分		R1当初予算 (A)	R2当初予算 (B)	差引増減 (B-A)	説 明		
総務費	一般管理費	職員給与費	49,824	45,974	△ 3,850	国民健康保険関係職員(資格・給付)に係る費用です	
		電算共同処理関係費	30,038	29,120	△ 918	国保連合会の共同処理に係る費用です	
		その他事務費	8,228	9,939	1,711	国保事業の運営に係る一般管理費用です	
		医療費適正化特別対策事業費	16,545	12,109	△ 4,436	医療費適正化のためのレセプト点検等の費用です	
		基金積立金	37	28	△ 9	財政調整基金への積立金です	
		連合会負担金	14,357	13,668	△ 689	国保連合会への業務委託のための負担金です	
		小計	119,029	110,838	△ 8,191		
	総務費	職員給与費	22,045	20,537	△ 1,508	国民健康保険関係職員(賦課・収納)に係る費用です	
		賦課徴収費	9,721	10,227	506	国民健康保険料の賦課・徴収事務に係る費用です	
		収納率向上特別対策事業費	11,176	7,803	△ 3,373	保険料収納率向上に係る費用です	
	小計	42,942	38,567	△ 4,375			
	運営協議会費	397	397	0	運営協議会に係る費用です		
	合計	162,368	149,802	△ 12,566			
保険給付費	療養諸費	一般	療養給付費	4,525,813	4,280,029	△ 245,784	療養費用(医療・薬剤等)の個人負担分を除いた残りを保険給付するものです
			療養費	47,251	42,962	△ 4,289	補装具の費用など被保険者が一時立て替えて支払い、その後申請により保険給付するものです
			小計	4,573,064	4,322,991	△ 250,073	
		退職	療養給付費	14,071	2,512	△ 11,559	
			療養費	101	63	△ 38	
			小計	14,172	2,575	△ 11,597	
	審査支払手数料	23,667	22,790	△ 877	レセプトの審査に係る費用です		
	計	4,610,903	4,348,356	△ 262,547			
	高額療養費	一般高額療養費	748,903	658,183	△ 90,720	医療費の1ヶ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を保険給付するものです	
		退職高額療養費	1,078	15	△ 1,063		
		一般高額介護合算療養費	350	450	100	1年間に「医療」と「介護」の両方に自己負担があり、その額が限度額を超えた場合に、超えた額を保険給付するものです	
		退職高額介護合算療養費	50	50	0		
		計	750,381	658,698	△ 91,683		
	移送費	20	20	0	疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により、緊急に入院・転院の必要があり、移送された場合に給付するものです		
	出産育児一時金	25,200	23,100	△ 2,100	被保険者の出産に対して給付するものです		
	出産育児一時金支払手数料	17	12	△ 5	出産育児一時金の支払に係る国保連合会への手数料です		
	葬祭費	2,400	2,400	0	被保険者の死亡に伴い給付するものです		
	合計	5,388,921	5,032,586	△ 356,335			
	国保納付金	医療給付費分	1,526,386	1,497,402	△ 28,984	保険給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分を除いた額を基本に、市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定します。市町村は保険料などにより、納付金を納めます。	
後期高齢者支援金等分		421,726	407,560	△ 14,166			
介護納付金分		153,610	153,118	△ 492			
合計	2,101,722	2,058,080	△ 43,642				
共同事業拠出金	5	5	0				
事業費	保健	保健事業費	23,564	25,243	1,679	人間ドック等被保険者の健康増進等に関する費用です	
		特定健診等事業費	41,000	52,786	11,786	特定健診・特定保健指導に係る費用です	
	合計	64,564	78,029	13,465			
諸支出名	保険料還付金	5,150	5,050	△ 100			
	償還金	110	110	0	還付保険料に付随する加算金などです。		
	指定公費負担医療費	300	100	△ 200			
合計	5,560	5,260	△ 300				
予備費	2,000	2,000	0				
歳出合計	7,725,140	7,325,762	△ 399,378				

## 【その他の報告】

### (1) 国民健康保険法施行令の一部改正について

「令和2年度税制改正の大綱」（令和元年12月20日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正することとされました。

#### ① 国民健康保険料の基礎賦課額（医療分）及び介護納付金賦課額（介護分）に係る賦課限度額の引き上げ（令和2年4月1日から施行）

国民健康保険の保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金賦課額（介護分）に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げることとしたこと。

##### ○賦課限度額（医療分・介護分）の引き上げ

[現行]	賦課限度額	96万円
	(医療分61万円、後期支援金分	19万円、介護分 16万円)
[改正後]	賦課限度額	99万円
	(医療分63万円、後期支援金分	19万円、介護分 17万円)

なお、後期支援金分については現行のままとなります。

#### ② 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得基準額の引き上げ（令和2年4月1日から施行）

低所得者に対する軽減措置として、応益分保険料（均等割、平等割）を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げることとしたこと。

##### ○所得判定基準の引き上げ

5割軽減	[現行]	$33万円 + 28万円 \times \text{被保険者数}$
	[改正後]	$33万円 + 28.5万円 \times \text{被保険者数}$
2割軽減	[現行]	$33万円 + 51万円 \times \text{被保険者数}$
	[改正後]	$33万円 + 52万円 \times \text{被保険者数}$

## 【その他の報告】

### (2) 令和2年度の国保事業費納付金及び標準保険料率について

平成30年度から、県と市町村が共同で国民健康保険を運営しています。

県は財政運営の責任主体として、市町村ごとの国保事業費納付金の決定及び標準保険料率の提示を行なうこととなっています。

市町村においては、徳島県が示す標準保険料率を参考にして保険料率を決定し、保険料の賦課・徴収を行うこととなっております。そのため、市町村標準保険料率と実際の保険料率とは異なります。（令和2年2月5日県通知）

#### 令和2年度一人当たり納付金額及び標準保険料率の算定結果(鳴門市)

令和2年度 一人当たり納付金額	令和元年度 一人当たり保険料額①	令和2年度 一人当たり保険料額②	差額 ②-①
148,137円	126,328円	126,709円	381円

都道府県標準保険料率(徳島県)			
	医療分	支援分	介護分
所得割率	8.11%	2.65%	2.55%
均等割額	47,700円	15,337円	18,577円

市町村標準保険料率(鳴門市)			
	医療分	支援分	介護分
所得割率	7.44%	2.40%	2.43%
資産割率	26.64%	8.61%	11.15%
均等割額	28,042円	9,005円	10,399円
平等割額	19,461円	6,259円	5,289円

(2) 令和2年度の国保事業費納付金及び標準保険料率について

令和2年度 標準保険料率の算定結果

①都道府県標準保険料率

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
%	円	%	円	%	円
8.11	47,700	2.65	15,337	2.55	18,577

①都道府県標準保険料率〔2方式〕  
全国統一の算定基準による本県の保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率〔4方式〕  
県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準

②市町村標準保険料率

保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	資産割率	均等割額	所得割率	資産割率	均等割額	所得割率	資産割率	均等割額
	%	%	円	%	%	円	%	%	円
徳島市	7.99	28.62	30,132	2.56	9.18	9,606	2.65	12.18	11,360
鳴門市	7.44	26.64	28,042	2.40	8.61	9,005	2.43	11.15	10,399
小松島市	7.83	28.04	29,517	2.42	8.71	9,110	2.52	11.55	10,768
阿南市	7.47	26.75	28,159	2.41	8.66	9,058	2.52	11.55	10,769
勝浦町	7.10	25.44	26,777	2.41	8.66	9,062	2.39	10.97	10,231
上勝町	6.30	22.56	23,744	2.45	8.80	9,206	2.51	11.52	10,747
佐那河内村	6.49	23.25	24,473	2.34	8.40	8,788	2.38	10.91	10,173
石井町	7.35	26.31	27,697	2.42	8.68	9,081	2.48	11.40	10,629
神山町	7.76	27.79	29,249	2.43	8.74	9,139	2.47	11.32	10,559
牟岐町	7.48	26.78	28,191	2.40	8.64	9,037	2.55	11.70	10,907
松茂町	7.45	26.68	28,086	2.40	8.62	9,023	2.41	11.06	10,311
北島町	6.52	23.35	24,576	2.40	8.62	9,023	2.50	11.50	10,722
藍住町	7.04	25.23	26,555	2.39	8.60	8,998	2.38	10.93	10,194
板野町	8.10	29.02	30,544	2.42	8.70	9,107	2.11	9.69	9,033
上板町	6.30	22.57	23,755	2.43	8.73	9,136	2.45	11.26	10,505
吉野川市	7.87	28.17	29,657	2.42	8.71	9,109	2.57	11.82	11,020
阿波市	7.80	27.93	29,398	2.37	8.50	8,896	2.53	11.60	10,817
美馬市	7.54	27.01	28,435	2.47	8.86	9,272	2.41	11.04	10,299
三好市	7.64	27.36	28,805	2.46	8.84	9,252	2.41	11.04	10,297
つるぎ町	6.56	23.49	24,725	2.46	8.83	9,242	2.50	11.48	10,705
那賀町	5.67	20.29	21,362	2.40	8.62	9,023	2.48	11.37	10,599
東みよし町	7.59	27.17	28,597	2.41	8.66	9,056	2.04	9.34	8,712
美波町	5.52	19.77	20,816	2.43	8.72	9,125	2.52	11.56	10,779
海陽町	7.87	28.18	29,666	2.51	9.03	9,450	2.62	12.01	11,200

# 鳴門市国民健康保険運営協議会委員委嘱者名簿

任期 平成30年8月1日～令和3年7月31日

	氏 名	職 名 (所 属)	備 考
公益代表委員 8名	小 森 将 晴	日本赤十字社徳島県支部顧問	会長
	秋 田 美 代	鳴門教育大学副学長	副会長
	橋 本 国 勝	鳴門市議会議員	
	山 根 巖	鳴門市議会議員	
	高 麗 裕 之	鳴門市議会議員	
	中 川 洋 一	徳島県東部保健福祉局副局長兼徳島保健所長兼吉野川保健所長	
	保 岡 正 治	徳島県慢性期医療協会会長	
	邊 見 達 彦	徳島県鳴門病院病院長	
医療機関等代表委員 8名	吉 田 成 仁	鳴門市医師会会長	
	鵜 飼 伸 一	鳴門市医師会副会長	
	元 木 康 文	鳴門市医師会副会長	
	山 上 敦 子	鳴門市医師会	
	齋 藤 勤	鳴門市医師会	
	中 森 義 昭	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会会長	
	日 下 淳	徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会副会長	
	川 根 正 則	徳島県薬剤師会鳴門支部長	
被保険者代表委員 8名	友 行 静 代		
	漆 原 光 枝		
	福 居 博 子		
	澤 口 敬 明		
	大 黒 三 義		
	浜 川 博 満		
	永 井 多 美 子		
	勘 川 昌 宏		
被用者保険等被保険者代表委員 (2名)	濱 中 博	健康保険組合連合会徳島連合会常任理事	
	今 井 信 孝	全国健康保険協会徳島支部業務部業務グループ長	